

組合だより

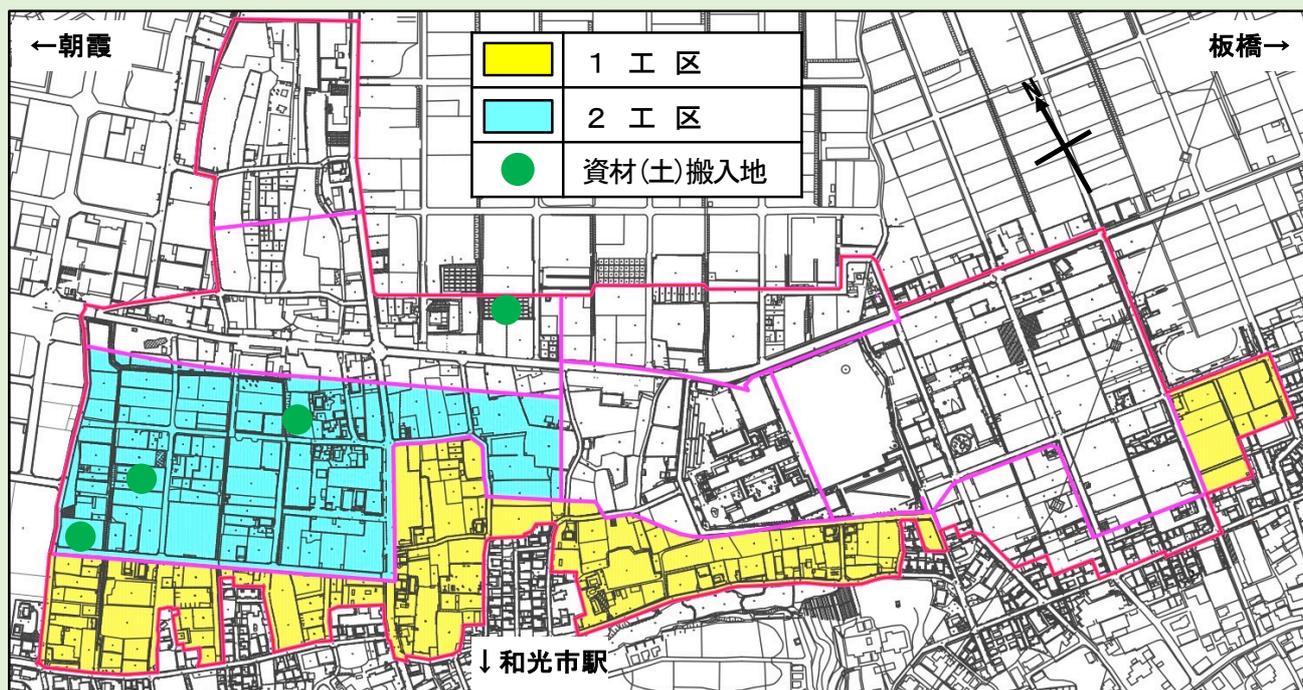
○令和6年を振り返って

本組合は令和5年10月6日に埼玉県より組合設立の認可を得て以来、組合員の皆様をはじめ地域の皆様のご理解・ご協力と和光市からのご支援のもと、事業を進めてまいりました。

本年は、9月に仮換地指定という土地区画整理事業における一つの節目を迎えることができました。組合設立から丸1年となった10月には造成工事起工式を開催し、今月より、工事を施工するための準備が始まっています。引き続き、皆様のご理解ご協力を頂きながら、1日でも早い事業の完成を目指してまいります。

○1・2工区の工事開始について

今年度より1工区の造成工事を開始します。来年度より2工区の造成工事開始も予定します。また、工事準備のため地区内の複数箇所において資材である土の搬入が始まっています。



◆1・2工区の土地の使用停止について

工事開始に伴い、以下の①②を基本として順次、使用を停止いただくこととなります。具体的な時期や個別の状況に関する内容、1・2工区以外の土地に関する内容は、事務局までご相談ください。

①農地…作物の収穫後、工事工程にあわせて随時使用停止

②農地以外…物件の移転（裏面参照）完了しだい使用停止

※①②いずれの場合も土地（従前の土地及び仮換地）が使えない間に生じる損失について、組合からの損失補償の対象となります

○物件の移転及び補償調査の実施について

◆調査から移転までの流れ（概要）



令和6年より、土地区画整理事業のなかで移転が必要と判断される物件（建物や工作物など）に関し、聞き取り調査を含む『建物等補償調査』を実施しております。

本調査については、専門の調査員が現地調査・聞き取り調査を行い、物件所有者の方に移転していただくために必要な費用（補償金）の算定を行うものです。

算定後、補償金額など内容説明を行い、移転手続きが進んでいくこととなります。

【不審な業者の訪問にご注意ください！】

昨今、外壁塗装や屋根修理などをうたう業者の訪問による、犯罪被害などのトラブルが相次いでいます。土地区画整理事業地内においても、同様の業者訪問が行われているようです。トラブル未然防止のため、不審な業者の訪問にはご注意ください。

組合又は業務代行者である戸田建設が行う（委託を含む）訪問調査については、事前連絡による訪問日時調整や、調査員の身分証等提示による身分証明を実施しています。

調査に関するご質問・ご不明点等は、事務局までご連絡ください。



土地に関する名義等に変更があったら（権利変動届・代表者選任届の提出について）

権利の移転による名義変更など、権利者に変更が生じた場合は権利変動届を事務局までご提出ください。

また、所有権又は借地権をそれぞれ共有することになった場合は、共有者のうち代表者を指定し、組合にその旨を届出いただく必要があります。

なお、届出様式については、組合事務所で配付または組合のホームページ (<https://wakokita-east.com>) からダウンロードいただけます。

[和光北インター東部地区土地区画整理組合事務所（株式会社サポート和光営業所内）]

電話番号：048-424-3283 ファックス：048-424-3286

メールアドレス：t.sekine@support-c.co.jp

担当：関根、新妻、山本



ホームページ
QRコード



メールアドレス
QRコード